

2025 年 5 月 19 日

学校法人 日産学園

理事長 神田 昌明 殿

監 査 報 告 書

学校法人 日産学園

監事 梅津行雄 

私は私立学校法第 52 条及び第 56 条、並びに学校法人日産学園寄附行為第 30 条の規定に基づき、学校法人日産学園の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事会及び評議員会への出席、理事からの業務報告の聴取、重要な書類の閲覧、会計監査人と連携した計算書類の検討などの必要と思われる監査手続きを、年度を通じて行った結果、学校法人日産学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等）は会計帳簿の記載と合致しその収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

2025 年 5 月 20 日

学校法人 日産学園

理事長 神田 昌明 殿

監 査 報 告 書

学校法人 日産学園

監事

阿南 系久子



私は私立学校法第 52 条及び第 56 条、並びに学校法人日産学園寄附行為第 30 条の規定に基づき、学校法人日産学園の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事会及び評議員会への出席、理事からの業務報告の聴取、重要な書類の閲覧、会計監査人と連携した計算書類の検討などの必要と思われる監査手続きを、年度を通じて行った結果、学校法人日産学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等）は会計帳簿の記載と合致しその収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上